おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金交付要綱

令和６年２月１日

告示第　２１　号

（趣旨）

第１条　人口減少やコロナ禍等により停滞した住民同士の交流や集落活動の活性化を図るため、集落が新たに取り組む事業に対し、予算の範囲内において、おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、おおい町補助金等交付規則（平成１８年おおい町規則第３２号）及びおおい町まちづくり課所管補助金等交付要綱（平成１８年おおい町告示第１８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、住民同士の交流や集落の活性化を目的とした事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、補助の対象としない。

（１）　宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業

（２）　営利を目的とする事業

（３）　特定の個人、団体又は構成員のみが利益を受ける事業

（４）　町から他の公的な制度（おおい町集落ぐるみ町民指標活動支援事業交付金

（以下「町民指標交付金」という。）を除く）による補助を受けている事業

（５）　令和２年度から令和５年度の間に町民指標交付金を活用し実施している事業。

ただし、新たな要素の追加や事業を拡大して実施するものはこの限りではない。

（６）　その他町長が適当でないと認める事業

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、第２条第１項に定める事業を実施する別表１に掲げる集落とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、別表２のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としないものとする。

（１）　食糧費

（２）　役員及び区民等への謝礼、報酬又は賃金

（３）　町外での活動に要する経費

（４）　不動産及びその附属物の取得に要する経費

（５）　事業参加者の負担が適当と考えるもの

（６）　その他町長が適当でないと認める経費

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は補助対象経費の１０分の８以内で、上限を２０万円とし、同一年度における同一集落に対する補助は１回限りとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

　（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　運営役員名簿

（４）　その他町長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第７条　町長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）により集落に通知するものとする。

（補助事業の変更等の承認）

第８条　補助金の交付決定を受けた集落は、補助事業の変更、中止又は廃止をする場合は、補助事業計画変更承認申請書（様式第３号）を町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第９条　交付集落は、補助事業が完了したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は町の会計年度の終了した日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

　（１）　事業報告書

（２）　収支決算書

（３）　活動状況の写真及び活動により作成した資料等

（４）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　町長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第５号）により交付集落に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　交付集落は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、第７条の規定に基づく交付決定額の１０分の８以内の額を概算払いすることができる。

（補助金の返還等）

第１２条　町長は、交付集落が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

（１）　補助事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき。

（２）　第２条の規定に違反したとき。

（３）　補助金を他の用途に使用したとき。

（財産処分の制限）

第１３条　交付集落は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（関係書類の整備及び保存）

第１４条　交付集落は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（事業の周知・広報）

第１５条　交付集落は、本事業の実施を区内外に広く周知するよう努めるものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効に関する経過措置）

３　この告示の失効の日までに、廃止前のおおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例

　による。

別表１（第３条関係）

　集　落　名

|  |  |
| --- | --- |
| 佐分利地区 | 川上　　三森　　久保　　安川　　福谷  　石山　　佐畑　　小車田　　鹿野　　笹谷  　岡安　　神崎　　広岡　　万願寺 |
|  | 尾内　　長井　　東浜　　山田　　芝崎  　野尻　　父子　　岡田　　小堀　　犬見  　成和　　青戸　　駅前　　1の1　　1の2  　2　　3　　仲ノ町　　5　　6　　7　　8　　9  　10の1　　10の2　　11　　12の1　　12の2  　13　　14　　15 |
|  | 西村　　南浦　　河村　　日角浜　　畑村  脇今安　　宮留 |
| 名田庄地区 | 納田終　　坂本　　井上　　西谷　　中  　下　　小倉　　美川　　久坂　　三重  　下久田 |

別表２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 経　費　の　種　類 |
| １　報償費 | 講師、指導者、調査・研究等に係る謝礼（１０万円以内のものに限る。） |
| ２　消耗品費 | 事務用品、会議資料・活動資料・ポスター・プログラム等の用紙代、材料費等 |
| ３　燃料費 | 事業の実施に必要な燃料代 |
| ４　印刷製本費 | 事業の募集案内、ポスター、プログラム、会議資料、活動資料、  活動報告書等のコピー代、冊子作成のための印刷製本費等 |
| ５　光熱水費 | 事業の実施に必要な電気、ガス、水道代等 |
| ６　通信運搬費 | 事業に係る切手代、宅配便料等 |
| ７　保険料 | 参加者、指導者、講師が加入する損害賠償保険料等 |
| ８　手数料 | 各種申請手数料等 |
| ９ 委託料 | 事業の警備、会場設営等委託料等 |
| １０ 使用料及び  賃借料 | 事業を実施するための会場使用料、車両・機器等の借上料等 |
| １１ 備品購入費 | 事業の実施にあたり必要不可欠と認められる備品購入費 |
| １２ その他 | その他、事業の実施に必要であると町長が認める経費 |

（備　考）

　補助対象外経費　（１）　食糧費

（２）　役員及び区民等への謝礼、報酬又は賃金

（３）　町外での活動に要する経費

（４）　不動産及びその附属物の取得に要する経費

（５）　事業参加者の負担が適当と考えるもの

様式第１号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

おおい町長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　集落名　　　　　　　　　　　区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金交付申請書

　おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金の交付を受けたいので、おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １ 事業名 |  |
| ２ 事業概要 | （事業の目的、何を実施するのか等を記載） |
| ３ 事業効果 |  |
| ４ 総事業費 | 円 |
| ５ 補助対象経費 | 円 |
| ６ 補助金交付申請額 | 円 |
| ７ 添付資料 | ① 事業計画書  ② 収支予算書  ③ 運営役員の名簿 |

様式第２号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　おおい企第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　集落名

　代表者氏名　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　おおい町長

おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金の交付

決定について（通知）

　平　年　　月　　日付けで申請のあったおおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　　　　　　　　　円

（条件）

１　この補助金の補助事業の内容は、　　　　年　　月　　日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。

２　この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

３　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類とともに５年間保存すること。

４　補助事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、補助事業計画変更承認申請書を提出し、町長の承認を受けること。

様式第３号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

おおい町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　集落名　　　　　　　　　　　区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業計画変更承認申請書

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知のあったおおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業について、下記のとおり計画変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　計画変更（中止・廃止）の理由

２　補助金申請額　　既交付決定額　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　変更後の額　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　差引追加（減額）申請額　　　　　　　円

２　変更の内容

　　（変更前）

　　（変更後）

様式第４号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

おおい町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　集落名　　　　　　　　　　　区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号で補助金の交付決定通知を受けたおおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業が完了したので、おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １ 事業名 |  |
| ２ 事業効果 |  |
| ３ 補助金交付決定額 | 円 |
| ４ 補助金精算額 | 円 |
| ５ 添付資料 | ① 事業報告書  ② 収支決算書  ③ 活動状況の写真及び活動により作成した資料等 |

様式第５号（第１０条関係）

おおい町指令　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　集落名　　　　　　　　　　　　　区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付けおおい　第　　　号で交付決定をした　　　年度おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金については、おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知する。

年　　月　　日

おおい町長

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第６号（第１１条関係）

請　　求　　書

金　　　　　　　　　　円也

　ただし、平成　　年　　月　　日付け　第　号（　　指令　第　号）で交付決定（額の確定）通知のあった平成　　年度おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金の概算（精算）払として

　内　訳

交付金交付決定（確定）額　　金　　　　　　　　　　円

　　金　　　　　　　　　　円

　　金　　　　　　　　　　円

　上記のとおり、おおい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業補助金を概算（精算）請求します。

　平成　　年　　月　　日

おおい町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　集落名　　　　　　　　　　　区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　㊞